

多様な主体が連携・協働した多様な取組のコーディネーター等業務 企画提案仕様書

1 業務名

多様な主体が連携・協働した多様な取組のコーディネーター等業務

2 業務の目的

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、事業者、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体による高齢者を支援するための取組を推進することが重要である。

本業務は、民間企業などの地域の多様な主体と市町村の生活支援コーディネーター等をつなげ、多様なサービス・活動のプロジェクト化及び試行的実施の集中的な推進並びに市町村による住民参画・官民連携推進事業の促進を図ることを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 業務の内容

官民共創コーディネーター（仮称）の配置及び相談窓口の設置等を行うことにより、多様な主体が連携・協働した多様な取組の創出を推進するものであり、下記の例示を参考に具体的な業務内容を提案すること。

また、官民共創コーディネーター（仮称）の配置先や配置人数、資格・要件も併せて提案し、人材確保の見通しを示すこと。

なお、提案内容は必ずしも例示した方法でなくとも構わないので、業務目的の達成にあたり具体的で実現性が高く効果的な業務内容を提案すること。

（業務内容の例示）

(1) 官民共創コーディネーター（仮称）の配置及び相談窓口の設置

官民共創コーディネーター（仮称）は、民間企業などの多様な主体及び市町村の生活支援コーディネーター等を含む関係者間のネットワーク構築並びに多様な主体が連携・協働した取組の創出を推進するため、次のアからウまでに掲げるコーディネーター業務を実施する。

- ア 高齢者フレンドリー社会をつなげるプラットフォーム「ツドレバ」への民間企業等の多様な主体の参入促進
- イ 多様な担い手（起業家）の養成
- ウ サービス提供主体間の連携体制づくりと地域での共創の推進
- エ 相談窓口の設置（民間企業等の多様な主体からのアイデアや企画の持ち込みに対する県・市町村事業との連携可能性の検討等）
- オ 本事業に関連して開催する各種研修及びワークショップ等への参加

(2) 高齢者フレンドリー化補助金（仮称）の受付

ツドレバで創出を目指す多業種の民間事業者又は地域（行政）が連携した新たなサービス・活動の試行的実施（トライアル）に向けた補助金の受付業務を実施する。

（官民共創コーディネーター（仮称）の資格・要件の例示）

中間支援を行う団体等に所属し地域の産業や起業家の養成に精通している者であって、

地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。

なお、高齢者の活動の充実には、当該活動と地域の産業等の民間企業等による活動との連携が期待されることから、こうした活動に知見のある者を配置することも効果的と考えられる。

5 業務スケジュール

具体的な業務スケジュールを提案すること。

なお、官民共創コーディネーター（仮称）は介護保険制度の実務を学ぶ必要があることから、下記の日程で予定する県主催の各種研修及びワークショップ等に参加することも前提とした業務スケジュールを提案すること。

（参考）

- ① 令和8年6月頃 地域包括ケアシステム総論セミナー（現地）
生活支援コーディネーター基礎研修（現地）
- ② 令和8年8月頃 官民共創ミートアップ（気づきワーキング）（現地）
生活支援コーディネーター応用研修1（現地）
- ③ 令和8年9月頃 地域密着型サービス事業者参入促進セミナー（現地）
- ④ 令和8年12月頃 生活支援コーディネーター応用研修2（オンライン）
- ⑤ 令和9年1月頃 生活支援体制整備事業担当者情報交換会（現地）

6 業務の実施体制

業務を適切かつ迅速に執行できる組織体制として、次のとおり人員を配置の上、業務を行うこと。

- (1) 業務に従事する担当者の割り当てや統制など、十分な執行体制をとること。
- (2) 業務を的確に実施できる専門的知識や遂行能力を有し、過去に類似の業務経験がある担当者を配置すること。
- (3) 業務に従事する担当者に変更が生じないようにすること。やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合は、同等以上の能力を有している者を配置すること。
- (4) 業務を総括する責任者を1名配置し、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑かつ安全な実施のため定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

7 業務実施の手順

- (1) 受託者は、業務実施に先立ち、事業実施計画、実施体制計画及び業務スケジュール等を契約後速やかに作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、進捗状況等を委託者に定期的に報告するほか、必要に応じて委託者との打ち合わせを行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて適切に処理すること。
- (4) 受託者は、委託者が業務の進捗状況を把握するため資料等を要求した場合は、速やかに対応すること。

8 業務の再委託等

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。
 - ① 契約金額の50%を超える業務
 - ② 企画判断、管理運営、技術的助言などの統轄的かつ根幹的な業務

- (2) 受託者が第三者と連携、協働又は再委託（以下「連携等」という。）により業務の遂行を図るときは、当該第三者に生じる謝金、交通費、再委託料等については、受託者が責任をもって必要な精算を行うこと。
- (3) 受託者が第三者との連携等により業務の遂行を図る場合において、当該第三者の業務に関して不法行為責任が生じた場合は、受託者が責任をもって処理すること。

9 成果品の提出

(1) 成果品

委託業務で実施された事項は、すべて成果事項として取りまとめるものとする。

- ① 業務実施報告書及び概要版 各1部
- ② 業務実施報告書及び概要版の電子データ 1枚（DVD-ROM ※印刷できる様式）
- ③ 本委託業務に関連して制作した制作物（制作等に要したデータ等を含む）
- ④ その他県が必要と認める書類等

なお、作成された成果品の著作権は、沖縄県に帰属する。

(2) 著作権

本委託業務における成果物の著作権及び所有物は、沖縄県に帰属する。ただし、受託者が本委託業務の実施以前から保有し、または本委託業務とは無関係に独自に開発したノウハウ、メソッド、プログラムおよび汎用的なフォーマット等に関する著作権は、引き続き受託者に帰属するものとする。また、業務の執行にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令に則して適切に管理すること。
- (2) 受託者は、この仕様書に基づき、委託者と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、委託者と受託者の双方で協議することとする。
- (3) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(参考)

高齢者フレンドリー社会をつなげるプラットフォーム「ツドレバ」については、次の Web サイトを参照のこと。

<https://www.tsudoreba.jp/>